

相続ニュース

Vol.0116

2016年8月29日(月)

担当：MS事業部 山本

〒460-0002

名古屋市中区丸の内 3-22-21

損保ジャパン日本興亜名古屋ビル 1F

ASK 税理士法人

TEL 052-971-1122 FAX 052-971-4488

遺言による財産分割

はじめに

遺言書は、被相続人の遺言を書面にしたものです。遺言書があれば、相続は遺言にしたがって、進められます。しかし、その遺言の内容が、残された相続人の意図と異なる場合があります。そのような場合でも、遺言の内容にしたがって、必ず相続しなければならないのでしょうか？必ずしもそうではありません。どのような場合に、遺言に従い、また、従わずに財産分割してもいいのかみていきます。

遺言どおりに財産分割しなくてもよい場合

遺言どおりに財産分割しなくてもよい場合は、相続する人が、法定相続人だけの場合です。ここでいう法定相続人とは、民法で定められた相続人です。被相続人の配偶者、子などが、該当します。法定相続人全員の合意があれば、遺言と異なる財産の分け方で、相続できます。

ただし、遺言執行者がいる場合には、遺言執行者の承諾が必要となります。

また、法定相続人のうち、1人でも納得しない人・非協力的な人・行方不明者がいる場合には、合意ができたとはいえ、遺言の内容が優先されます。

遺言に法定相続人がいない場合

遺言の内容が、被相続人の財産を愛人、内縁の

妻（夫）などの法定相続人でない人に相続させる内容だった場合、どうなるのでしょうか？

この場合には、遺言の内容が最優先されるため、原則としては、遺言どおりに相続が、執行されることとなります。つまり、愛人や内縁関係であっても、遺産を受け取ることとなります。

しかし、法定相続人（兄弟姉妹を除く。）には、遺言によっても侵し得ない「遺留分」という、最低限度の遺産に対する取り分が、確保されています。この遺留分を請求する権利のことを、「遺留分減殺請求」と言います。この「遺留分減殺請求」を行使すれば、たとえ、法定相続人が受け取る財産が遺言になくても、法定相続人は、一部の財産を相続することができます。

最後に

実際に、いざ相続が始まり、遺言の内容が、「こんなはずではなかった」ということはあります。そのような場合でも、必ずしも、遺言に従う必要がない場合もあります。相続が争続となる前に一度、ASKにご相談ください。